

# 熊野古道伊勢路にかかる魅力発信業務委託

## 業務仕様書

### 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症を契機として、豊かな自然の価値が見直され、熊野古道伊勢路や自然を生かした体験等への関心も高まりつつある。

こうした中で、東紀州地域がこれからの旅行先として選ばれるよう、インフルエンサーによる魅力発信等を行い、新たな誘客促進につなげることをめざす。

### 2 契約期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

### 3 ターゲット

自然を楽しむ旅行が好きな20～30代女性（なお、可能な限り小学校中学年以上の子ども連れ家族にも親しみやすいものとすること）

### 4 業務内容

#### （1）インフルエンサーを起用した東紀州の魅力発信

##### ①インフルエンサーの選定

次の条件を満たすインフルエンサーを招へいすること。人数は問わない。

- ターゲットへの訴求力があり、誘客促進の高い効果が期待できる者であること。
- SNSのフォロワー数が情報発信力のある高い数値であること。（フォロワー数が合計5万人以上）
- 旅行を楽しむ様子の情報発信ができること。

##### ②東紀州観光の実施

- ・令和3年11月に、①で招へいしたインフルエンサーに1泊2日の東紀州観光を実施させること。内容については業務の目的とターゲットを勘案し提案すること。なお、最終的な内容については受託後、東紀州地域振興公社（以下「公社」という。）と協議のうえ決定する。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況をふまえて、関係者の感染防止対策、移動制限が出された場合の対応、取材の工夫等について記載すること。

##### ③旅行記事制作

- ・上記の東紀州観光について、旅行記事を制作すること。なお、旅行記事には、東紀州観光の概要に加えて、次の内容に関するPRを必ず盛り込むこと。
- 公社が別に実施する「熊野古道伊勢路ウェブAR制作事業」において制作するウェブARコンテンツ（以下「ARコンテンツ」という。）

►公社が別に実施する「ARコンテンツ利用促進キャンペーン（仮称）」（上記ARコンテンツを使って撮影した写真をインスタグラムに投稿すると、抽選で特産品等があたるキャンペーンを予定）

►Trip Blender 三重・東紀州

(<https://visit.jorudan.co.jp/trip/tripblender/kumanokodoiseji/>)

- ・制作記事について、誘客促進の効果が高いウェブサイト等の媒体に公開すること。掲載媒体について、特徴、アクセス数、視聴者層等を分析のうえ、誘客促進の効果が高いものを提案すること。なお、公開時期は公社と協議のうえ決定する。

#### ④インフルエンサーによるSNSへの投稿

- ・インフルエンサーが②で行った体験をもとに、東紀州地域への旅行を促すような情報を自身のSNSで効果的に投稿すること。

また、上記に加えて、次の内容に関するPRを必ず盛り込むこと。

►公社が別に実施する「熊野古道伊勢路ウェブAR制作事業」において制作するARコンテンツ

►公社が別に実施する「ARコンテンツ利用促進キャンペーン（仮称）」

►Trip Blender 三重・東紀州

- ・効果的なSNSの種類、投稿方法・回数、事前確認の方法等を提案すること。

### （2）ARコンテンツに関するSNS広告の配信

- ・公社のSNSアカウントを使用して、ARコンテンツと「ARコンテンツ利用促進キャンペーン（仮称）」に関するSNS広告を実施し、視聴者を公社が指定するウェブサイトへ誘導すること。なお、内容や配信スケジュール、ターゲティング等は、公社と協議のうえ決定する。
- ・予算は200千円（税込）以内とし、広告配信するSNSの種類、広告出稿により達成可能な指標について提案すること。

### （3）独自提案

上記4（1）（2）をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる方策があれば、契約上限額の範囲内で提案すること。

### （4）報告書作成

本委託業務の実績に係る以下の内容を記載した報告書を作成すること。

- ・委託業務の実施結果
- ・業務の総括及び今後の展開に関する提案

## 5 その他

## (1) 業務実施の条件

本委託業務の実施にあたっては、隨時、実施内容を公社と協議しながら進めるものとし、そのほか本業務仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本委託業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

## (2) 業務遂行

本委託業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

## (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に公社の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

## (4) 資料等の作成

成果品や本委託業務の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、公社において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

## (5) 留意事項

- ①本委託業務により制作された制作物の著作権は、公社に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、公社が本委託業務及び本委託業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。
- ②肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- ③第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ④契約期間内の各業務に係る経費（4（1）②の東紀州観光にかかる宿泊等の経費も含む）は、全て当初の契約金額に含むこと。
- ⑤受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で公社に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- ⑥受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑦公社が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様

書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく公社と協議を行うものとする。

以上